



住民票の写しなどを第三者に交付した場合にお知らせします

## 事前登録型

# 本人通知制度のご案内

### ● どんな制度？

本人通知制度は、戸籍謄本や住民票の写しなどの証明書を第三者（※）に交付した場合に、事前登録した本人に対して、証明書を交付した事実をお知らせする制度です。

※ 第三者とは、本人からの委任状を持った代理人、弁護士など職務上請求が認められている人、自己の権利行使または義務履行などの理由があり、その身分を証明して申請する人のことです。

### ● どのような効果があるの？

- ・不正請求が発覚する可能性が高まることから、不正請求を抑制する効果が見込まれます。
- ・知らないうちに戸籍謄本などが取得されていないか確認できるため、万が一、不正取得の疑いがあれば、事実関係の早期究明につながります。

### ● 登録の手続き

#### 本人通知制度の利用には、事前に登録が必要です。

所定の申請書に記載いただき、本人確認書類（運転免許証・マイナンバーカード・パスポートなど）と印鑑をご持参のうえ、下記窓口で登録の手続きをしてください。申請書は受付窓口に用意してあるほか、御坊市役所ホームページ（<http://www.city.gobo.wakayama.jp/>）からも入手できます。

市役所ホームページから「本人通知制度」で検索

本人通知制度



**（受付窓口） 御坊市役所 市民課**

**平日 8 時 30 分～ 17 時 15 分（市役所の閉庁日を除く）**

代理人（法定代理人・その他の代理人）による申請も可能です。また、疾病その他やむをえない理由及び他の市町村に居住して窓口で直接申請することができない場合は、郵送で申請することができます。詳しくは、御坊市役所 市民課（0738-23-5500）までお問い合わせください。

本人通知制度に関するお問い合わせ

御坊市役所 市民課 電話 0738（23）5500

#### 制度のイメージ

第三者

御坊市役所



- ① Aさんの戸籍・住民票等を請求
- ② Aさんの戸籍・住民票等を交付



Aさん



登録していない場合  
（通知なし）

事前登録をしていない場合、通知は行いません。

- ③ 登録した場合  
（通知あり）
- 登録者には、第三者に戸籍・住民票等を交付した事実を通知します。

戸籍謄本等の交付を制限するものではありません